

資料一 3 隣接市町間の避難計画策定に向けた取組について

第4回名取川・阿武隈川下流等
大規模氾濫時の減災対策協議会
【平成30年1月16日開催】

【隣接市町間の避難計画策定に向けたプロジェクト会議について】

- **想定最大規模降雨に伴う大規模氾濫時**には、広範囲かつ非常に深い浸水の発生が想定されており、市町で指定した避難場所が活用出来ない可能性がある。また、人口が集中する区域で浸水が発生した場合、要避難者数が多くなり、避難場所の収容可能数を超過し、**洪水時の避難が出来ない住民が出てきてしまう可能性**がある。
- 自町内の避難場所のみで、地域住民の避難を完結させることが困難な状況において、**隣接する市町間が相互に連携し、大規模氾濫時の地域住民の安全・安心を確保するために「隣接市町間の避難計画」策定**に向け、隣接する4市町及び宮城県、仙台管区気象台、仙台河川国道事務所をメンバーとして、検討を進めていく。

【検討メンバー】

オブザーバー

- 角田市 防災安全課 (H29年度幹事)
- 丸森町 総務課
- 亘理町 総務課
- 山元町 総務課
- 宮城県 危機対策課
- 宮城県 河川課
- 仙台管区気象台 予報課
- 仙台河川国道事務所 調査第一課

【検討状況】

第1回会議 (H29.7.26)

- 大規模氾濫時における隣接市町間の避難等に係る調整を円滑に行うために、「大規模水害時における隣接市町間の避難に関する協定書(仮称)」を作成し、年度内に関係首長間で協定締結する。

第2回会議 (H29.10.19)

- 避難計画策定に向けた各市町の状況について情報交換し、実現の可能性について検討した。
- 「協定書(案)」について、内容を検討した。

【今後の予定】

- **今年度内に「協定書(案)」**について、**関係首長間で協定締結**。
- 平成30年度以降、避難にあたってのルールや避難所運用等を示した**「細則(案)」**を**プロジェクト会議メンバーで作成**するとともに、右記について検討を行う。

【来年度以降の検討内容】

- 避難経路などを示した**4市共通のハザードマップ作成**、4市合同での避難訓練実施
- 水害の発生場所や規模に応じた避難計画**の策定
- 避難勧告等**の発令などの**情報共有方法**



▲ プロジェクト会議開催状況



▲ 会議での議論状況

大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定書(案)

宮城県角田市、宮城県丸森町、宮城県亘理町及び宮城県山元町（以下「協定市町」という。）は、大規模な水害時の市町境を越えた避難行動（以下「隣接市町間の避難」という。）に係る協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、阿武隈川下流沿川区域において大規模な氾濫が発生した場合または発生する恐れがある場合、協定市町は各自の避難場所への誘導が困難と判断するときは、当該区域に居住する住民の安全な一時避難を図るため、協定市町内の避難場所の利用にかかる相互援助を円滑に行う事を目的として必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課及び連絡調整員）

第2条 協定市町は、隣接市町間の避難に関する連絡担当課等を定めるとともに、あらかじめ連絡調整にあたる職員を設けるものとする。

（情報収集及び伝達）

第3条 連絡担当課は、大規模な氾濫が発生した場合、または発生する恐れがある場合における住民避難に関し、避難勧告等の発令状況を速やかに、相互に伝達するものとする。

（連絡調整員の派遣）

第4条 協定市町は、必要があると認めるときは、被災した協定市町の災害対策本部に職員を連絡調整員として派遣することができる。

（避難場所の相互援助）

第5条 避難場所の相互援助については、協定市町が定める地域防災計画の範囲内において、可能な限り援助活動を行うものとする。

（相互援助の内容及び範囲）

第6条 援助の内容は、次のとおりとする。

- （1）協定市町内の指定避難場所の相互利用
- （2）避難場所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供
- （3）被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- （4）援助物資の調達及び提供
- （5）前各号に定めるもののほか特に必要となる事項

（援助の要請）

第7条 協定市町は、援助を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、別紙災害援助要請書により要請する。ただし緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとする。

- （1）被害状況及び避難勧告等の発令状況
- （2）援助の期間

(3) その他、援助を必要とする事項等

(援助の経費負担)

第8条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員派遣に要する経費は、援助を行う協定市町が負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、援助物資の調達その他援助に要する経費は援助を受ける協定市町が負担する。

(情報の交換及び周知)

第9条 協定市町は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うと共に、平時から協定市町相互の避難場所の所在及び利用について周知を図るものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議し定める。

(適用)

第11条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市町の市町長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

宮城県角田市長

宮城県丸森町長

宮城県亘理町長

宮城県山元町長

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

災害援助要請書

大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定書第7条に基づき、次のとおり援助の要請をします。

項 目	内 容
被 害 状 況	
援 助 内 容 の 種 類	
援 助 を 必 要 と す る 人 数	
援 助 場 所	
到 達 経 路	
援 助 を 受 け る 期 間	
そ の 他 援 助 に 必 要 な 事 項	